

岐阜市自治会広報板設置に関する補助金交付要綱

平成13年3月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域におけるまちづくりとコミュニティ活動を促進するため、自治会広報板を設置する者に対し、予算の範囲内で行う補助金の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、自治会連合会又は単位自治会(以下「自治会」という。)が、土地、建築物等に設置する自立式、壁掛け式等の広報板を設置する場合に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、設置に要する費用の2分の1以内で、限度額を70,000円とし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2 設置費のうち用地等借上費、既設構築物除却費その他これに類するものは、補助しない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請にあたっては、交付申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 広報板の設計図又はパンフレット類
- (2) 設置場所の地図
- (3) 設置費の見積書
- (4) 設置場所が私有地等である場合にあっては当該土地の所有者の承諾書、公有地等である場合にあっては当該施設の管理者の承諾書

(実施報告)

第5条 実績報告にあたっては、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 完成写真
 - (2) 施設設置工事代金等の請求書又は領収書の写し
- 2 実績報告書の提出は、設置完了後速やかに行うものとする。

(補助金の交付の請求等)

第6条 補助金の交付請求は、補助金交付請求書(様式)を提出して行うものとする。

(管 理)

第7条 自治会広報板の管理は、自治会長が行い、適正な維持管理に努めるものとし、政治、宗教又は営利目的のために使用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。